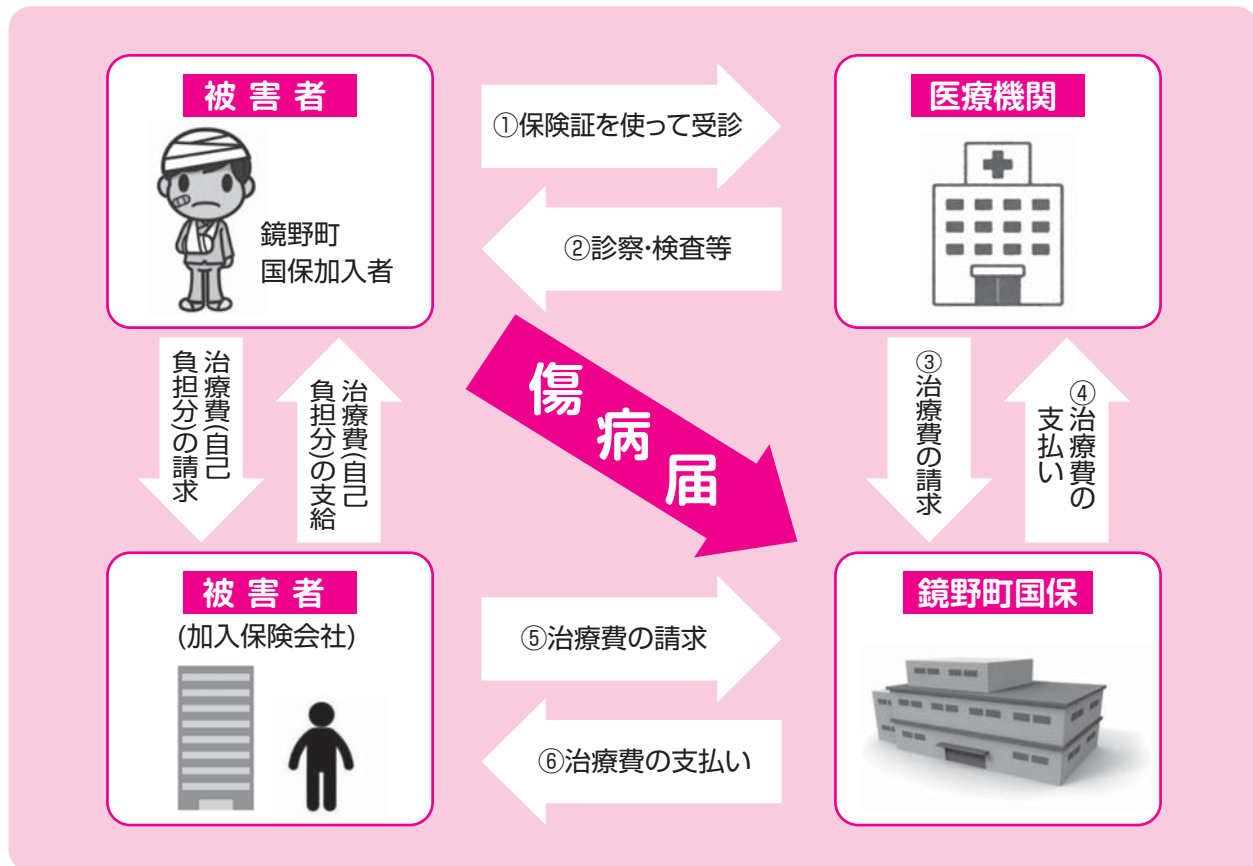


鏡野町国民健康保険からのお知らせ

①交通事故などで国保を使う場合は必ず届出をしてください

◆国保を使って治療を受ける場合の流れ◆



「第三者行為による傷病届」の提出について

交通事故、犬に咬まれてケガをした場合や、飲食店での食事が原因で食中毒を起こした場合など、自分以外の第三者の行為が原因のケガや病気の治療費は、加害者が負担するべきものです。しかし、加害者に支払い能力がない場合や損害賠償に時間がかかってしまうときには、被害者救済の観点から、必要な治療費を国保が立て替える場合があります。この場合、国保が後日、加害者に対して費用を請求することになりますが、その際「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、**国保を使って治療した場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を鏡野町保健福祉課に提出してください。**(示談についても国保へご連絡ください。)

《国保からの傷病原因のお尋ねについて》

鏡野町では、国保を使って治療をした場合

1. 第三者行為によるケガや病気ではないのか
2. 仕事中や通勤途中のケガではないのか

このような状況を判断するため、ケガや病気の原因を文書でお尋ねさせていただくことがあります。大変お手数をおかけしますが、お尋ねがあった時は、必ずご回答くださるようお願いいたします。

※第三者の行為が原因のケガや病気の治療で国保を使用したにも関わらず「傷病届」が提出されない場合は、皆さんに納付していただく保険税で本来負担する必要がない費用を負担することになってしまいます。**必ず届出をお願いします。**